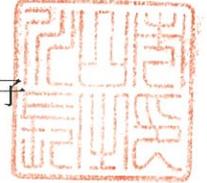


川子相発第136号
令和8年2月12日

川口市監査委員 西原 信一郎 様
同 金井 洋 様
同 関 由紀夫 様
同 船津 由徳 様

川口市長 岡村 ゆり子



定期監査結果（指摘）に基づく措置について（通知）

令和7年10月30日執行の子ども部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

指摘事項

収入事務について（子育て相談課）

子育て相談課の負担金において、納付書の納期限の指定が、川口市会計事務規則に則って行われていないものが見受けられたので、適正に事務を執行されたい。

講じた措置の内容

令和7年11月10日付調定起票の「子育て短期支援事業利用者負担金」その他これ以降に起票した負担金及び雑入について、川口市会計事務規則に則り、納期限を、通知をする日から起算して20日以内に定め、適正な事務の執行となるよう改めました。

